

「指定居宅介護支援・指定介護予防支援」 重要事項説明書

当事業所は介護保険法の指定を受けています

(指定 第2874000348号)

当事業所は契約者に対し指定居宅介護支援・指定介護予防支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援サービスとは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更致します。

*当サービスの利用は、要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。

社会医療法人財団聖フランシスコ会

居宅介護支援事業所ケアプランマリア

社会医療法人財団聖フランシスコ会 居宅介護支援事業所 ケアプランマリア

1. 事業者

(1) 法人名	社会医療法人財団聖フランシスコ会
(2) 法人所在地	兵庫県姫路市仁豊野650番地
(3) 電話番号	079-265-5111
(4) 代表者	理事長 古川 正子
(5) 設立年月日	1950年2月2日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定居宅介護支援・指定介護予防支援事業所
(2) 事業の目的	当事業所は、要支援者・要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望を勘案し、利用する介護サービス等の種類、内容により居宅サービス計画を作成するとともに、その居宅サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整やその他の便宜の提供を行い、要介護者等が介護保険施設等への入所を希望する場合は、介護保険施設等への紹介等の便宜の提供を行うことを目的としています。
(3) 事業所の名称	居宅介護支援事業所ケアプランマリア 指定 第2874000348号
(4) 事業所の所在地	兵庫県姫路市仁豊野650番地
(5) 電話番号	079-265-5143 (24時間電話対応可)
(6) FAX	079-265-5127
(7) E-Mail	careplan@himemaria.or.jp
(8) 事業所管理者	柳内 治之
(9) 運営方針	私達は、キリストの精神に基づいた惜しみない親切と真心から愛をもって、在宅で生活される要支援者・要介護者の方々に相談、ケアマネジメント業務を通じて家庭や地域社会で自立支援を念頭に快適で安心した生活がおくれるよう家族、地域とともに支援していきます。

(10)開設年月日 2000年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1)通常の事業の実施地域

(要介護者) 姫路市（家島、夢前町、安富町を除く）、福崎町、市川町、加西市

(要支援者) 姫路市（家島、夢前町、安富町を除く）

(2)営業日及び営業時間

営業日 通常月曜日から金曜日

営業時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時

*上記以外の時間帯と休業日は、070-6503-2756で対応します。

(休業日：土曜日、日曜日、祝日、8月15日、12月25日、12月31日～1月3日)

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護・指定介護予防支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員の配置状況（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

(1) 管理者（主任介護支援専門員） 1名（常勤兼務）

(2) 主任介護支援専門員 4名（常勤専従4名）

介護支援専門員 2名（常勤専従2名）

介護支援専門員1名につき 標準担当件数 40名

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週37.5時間）で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、指定居宅介護支援・指定介護予防支援事業者として次のサービスを提供します。

(1) サービス内容と利用料金

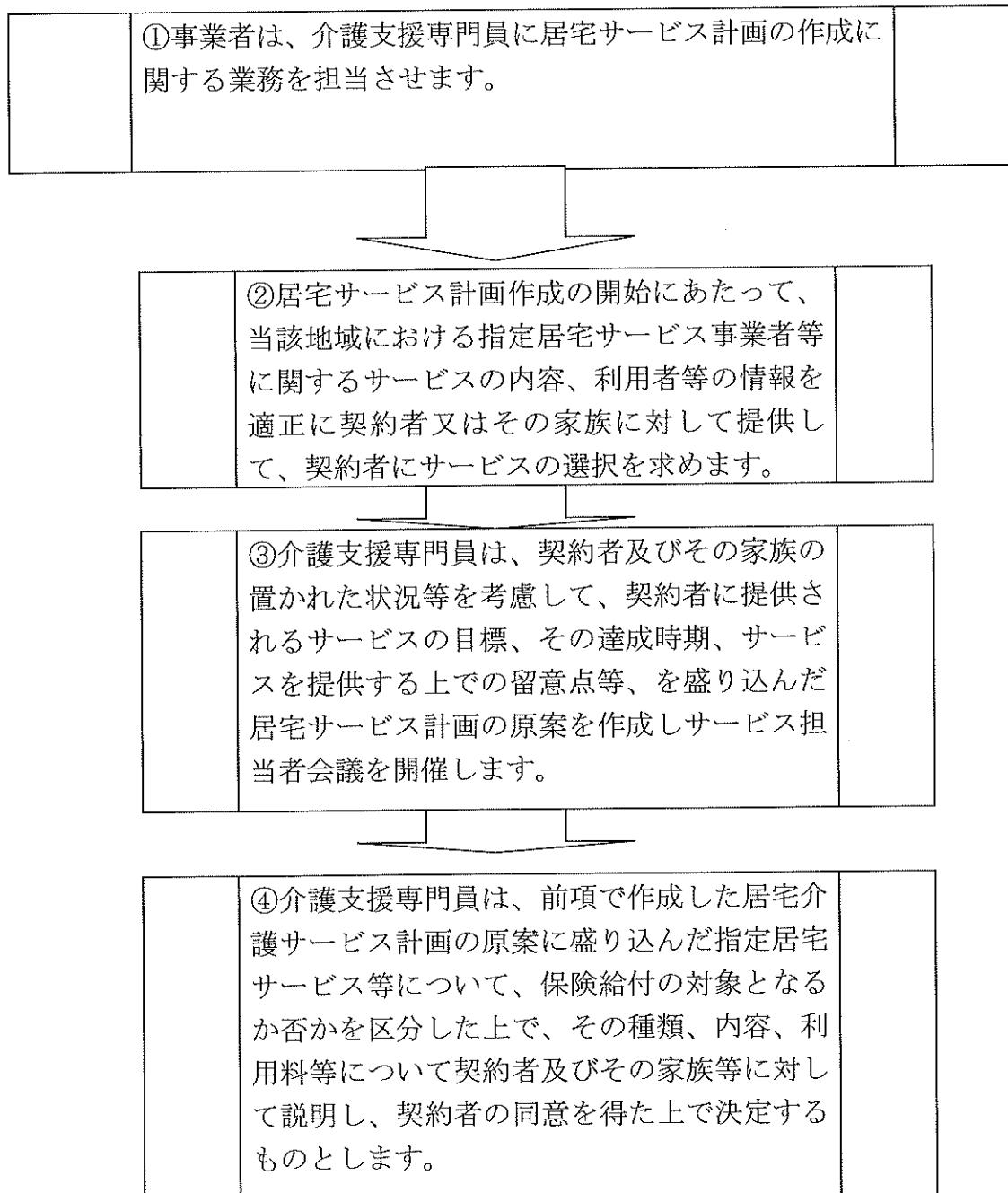
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

〈サービス内容〉

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者の、ご家庭を訪問して、ご契約者的心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効果的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画作成の流れ〉



② 居宅サービス計画作成後の便宜供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅介護サービス計画の実施状況を把握します。(居宅介護支援は概ね月1回、介護予防支援は3か月に1回)
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービス計画が提供されるよう指定居宅サービスとの連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思をふまえて要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者の双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ 医療との連携

病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当の居宅介護支援事業所(介護支援専門員の氏名)及び連絡先を伝える必要があるため、事前に利用者又は家族に情報提供の協力を求めさせていただきます。

〈サービス料金〉

(1) 居宅支援費

居宅介護支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用用金の全額をいったんお支払いください。(償還払い)

居宅介護支援費(Ⅰ)〈取り扱い件数45件未満〉 1単位 10.35円

要介護1・2 1,086単位／月

要介護3・4・5 1,411単位／月

(加算)・特定事業所加算Ⅱ 421単位／月

- ・ 入院時情報連携加算（Ⅰ）250単位／月 ・ 入院時情報連携加算（Ⅱ）200単位／月
- ・ 退院・退所加算Ⅰ 1 450単位／回 、退院・退所加算Ⅱ 600単位／回、
退院・退所加算Ⅱ 1 600単位／回、退院・退所加算Ⅱ 2 750単位／回
- ・ 通院時情報連携加算 50単位／月
- ・ 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位／回（月2回限度）
- ・ ターミナルケアマネジメント加算 400単位
- ・

（2）介護予防支援費

介護予防支援費（Ⅰ） 442単位／月（包括からの委託の場合）

介護予防支援費（Ⅱ） 472単位／月（当事業所と直接契約の場合）

(加算) 初回加算 300単位／回 委託連携加算 300単位／回（包括からの委託の場合）

（3）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業者のサービス利用される場合であっても、交通費はいただけません。

（4）利用料金のお支払い(償還払いの場合)

前記（1）の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに事業所窓口にてお支払いください。

6. サービス利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービスの利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者からの特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 居宅サービス計画の変更時等連絡の義務

居宅介護サービス計画を作成し、利用者又はその家族と契約を交わした後、利用者又は家族自らの判断でサービスの内容を変更又は中止した場合は、速やかにケアプランマリアへ連絡していただきます。また、介護サービスを行った事業所、施設の判断でサービス内容の変更又は中止した時も同様とします。また、ご希望がある場合は、利用者に連絡すると同様の通知を家族にもおこないます。

(4) サービス提供における事業者の義務

- ① 居宅支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ② サービス提供記録はその完結から5年間保管し、契約者又は家族の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ③ サービス事業所の選定において、ケアプランに位置付けるサービス事業所について複数の事業所紹介を行います。又、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められる場合、説明を行います。
- ④ 当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況（前6か月間に作成した各サービスの利用割合並びに各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合）を説明させていただきます。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付について

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受付します

- 苦情受付窓口（担当者）
(職名) 管理者 (氏名) 柳内治之
- 受付時間 毎週月曜日から金曜日（休業日を除く）
8時30分から17時00分
- 苦情やご相談は、口頭、郵便、電話、FAX、E-MAILで受付します

(2)行政機関その他苦情受付機関

姫路市 介護保険課	所在地 姫路市安田4丁目1番地 電話 079-221-2923 FAX 079-221-2444 受付時間 8時35分から17時20分
加西市 市民福祉部 長寿介護課介護保険係	所在地 加西市北条町横尾1000番地 電話 0790-42-8788 FAX 0790-42-8955 受付時間 8時35分から17時15分
福崎町 健康福祉課	所在地 神崎郡福崎町南田原3116-1 電話 0790-22-0560 FAX 0790-22-5980 受付時間 8時30分から17時20分
市川町 健康福祉課介護係	所在地 神崎郡市川町西川辺165-3 電話 0790-26-1010 FAX 0790-26-1049 受付時間 8時30分から17時20分
兵庫県国民健康保険団体 連合会介護サービス苦情 相談係り	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話 078-332-5617 受付時間 8時45分から17時30分
姫路市地域包括支援セン ター（23圏域）	※所在地、連絡先については別紙添付

地域包括支援センター一覧

相談日時は月曜日～金曜日 8:35～17:20

(祝休日、12月29日～1月3日は除く)

大的地域包括支援センターの相談日は異なります。

ブロック名	担当小学校区	担当地域包括支援センター	住所	電話
中部第一	白鷺・船場・城西	白鷺・琴陵地域包括支援センター	嵐山町 19-6	299-3939
	城東・東・城乾・野里	城乾・東光地域包括支援センター	坂田町 3 (中央保健センター内)	289-1703
中部第二	安室東・安室	安室地域包括支援センター	御立中四丁目 13-16	291-5757
	高岡・高岡西	高岡地域包括支援センター	下手野四丁目 13-55	290-9990
	荒川・手柄・城陽	山陽地域包括支援センター	飯田 777	283-1511
西部	曾左・峰相・林田・伊勢	書写・林田地域包括支援センター	打越 1075-1	266-5885
	白鳥・青山・太市	大白書地域包括支援センター	篠西 728-5 (西保健福祉サービスセンター内)	267-3929
東部	花田・谷外・谷内	花田・城山地域包括支援センター	花田町加納原田 155	253-8178
	四郷・別所・御国野	四郷・東地域包括支援センター	御国野町御着 283-15 (東保健福祉サービスセンター内)	252-8009
北部	広峰・城北・水上・増位	増位・広嶺地域包括支援センター	西中島 395-1	225-6766
	砥堀・豊富・山田・船津	北地域包括支援センター	砥堀 428 (中央保健センター北分室内)	264-6153
灘	白浜・八木・糸引	灘地域包括支援センター	白浜町宇佐崎中二丁目 520 (灘保健福祉サービスセンター内)	247-3355
	的形・大塩	大的地域包括支援センター(相談日は火曜日～土曜日 祝休日・市民センター休館日は除く)	大塩町 2211-5 (大的市民センター内)	254-3811
飾磨	津田・英賀保	飾磨西地域包括支援センター	飾磨区英賀清水町一丁目 5-1 (飾磨保健福祉サービスセンター内)	240-6528
	妻鹿・高浜・飾磨	飾磨地域包括支援センター	飾磨区細江 2655 (南保健センター内)	231-4302
広畠	広畠・広畠第二・八幡	広畠地域包括支援センター	広畠区正門通三丁目 2-2 (西保健センター内)	236-8114
	大津・南大津・大津茂	大津地域包括支援センター	大津区大津町一丁目 31-111	236-3170
網干	旭陽・勝原・余部	朝日地域包括支援センター	勝原区下太田 573	273-1610
	網干・網干西	網干地域包括支援センター	網干区垣内中町 119 (網干保健福祉サービスセンター内)	272-6936
家島	家島・坊勢	家島地域包括支援センター	家島町宮 2169 (南保健センター家島分室内)	325-0780
夢前	置塩・古知・前之庄・ 筋野・上菅・菅生	夢前地域包括支援センター	夢前町前之庄 2160 (夢前事務所内)	290-8866
香寺	香呂・中寺・香呂南	香寺地域包括支援センター	香寺町中屋 14 (香寺事務所内)	232-3337
安富	安富南・安富北	安富地域包括支援センター	安富町安志 1151 (安富事務所内)	0790-66-4357

※緊急時は、休日・時間外対応も行います。

決まり方・納め方
介護保険料の
しくみサービス利用の
手順
介護保険制度の
しくみ介護サービス
介護予防サービス
介護サービスの
しくみ地域密着型
サービス
地域密着型の
しくみ福祉用具貸与・購入
福祉用具貸与・購入の
しくみ地域支援事業
地域支援事業の
しくみ費用の支払い
費用の支払いの
しくみ

令和　年　月　日

指定居宅介護支援・指定介護予防支援サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所ケアプランマリア

(説明者職名) 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援・指定介護予防支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住 所

氏 名 印

立会人（ご家族）

住 所

氏 名 印
(契約者との続柄)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援・指定介護予防支援サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住 所

氏 名 印
(契約者との続柄)

令和7年4月1日改定